

「十日町市地域防災計画の修正（案）」に寄せられたパブリックコメントの実施結果について

総務部 防災安全課

十日町市では、「十日町市地域防災計画」の修正にあたり、令和4年2月25日に計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

貴重なご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの概要

案件名	十日町市地域防災計画の修正（案）
意見募集の期間	令和4年2月25日から令和4年3月11日まで
広報方法	・市報掲載（令和4年2月10日号） ・市ホームページ掲載 ・防災安全課、各支所地域振興課、各公民館、情報館にて資料配布

2 パブリックコメントの実施結果

意見提出者数及び意見数	2人 12件
提出方法	郵送、FAX

3 いただいたご意見の内容（要旨）と市の考え方

ご意見の要旨	市の考え方
○第1章 計画の目的について ・防災計画の目的「原子力災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と記載されていますが、自然災害と原子力災害の大きな違いは、事故時に拡散される放射性物質が人間の五感では感知できない点です。さらに、放射性物質が人体に及ぼす影響は、住民の身体ばかりか、生活圏にも大きく影響してくることが過去に起きた福島第一原子力発電所事故で分かってきました。 計画の基本方針にも「過去の原子力災害又は事故の検証結果を反映した計画とする」と記載されているのは、まさにその点を指しているのだと思います。 過去の学びから「住民の生命、身体をどう守る	十日町市地域防災計画（原子力安全対策編）は、国の原子力災害対策指針及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）などの計画や法令の改正に伴って、整合性をもってその内容を反映させています。 「被ばく」の対応については、新潟県では「避難方法に関する検証委員会」において議論されており、これらの意見を注視するとともに、今後も国・県の計画と整合性をもって取り組みます。

のか」とは「住民が被爆しない、住民を被ばくさせない」に尽きると思いますし、大前提ではないでしょうか。「住民が被爆しない、させない」という文言が有ってしかるべきです。この考えがあつてこそ、計画が立てられるべきではないでしょうか。 この基本的な目的が、改正を重ねるごとに影をひそめ「住民の被ばくありき」で計画が立てられてきているように思います。 「住民が被ばくしない、させない」ためにどう対策を立てるか、そのための原子力防災計画であつてこそ住民の生命、身体及び財産を保護することになるのではないのでしょうか。	
○第1章 計画の目的について 感染症流行下における避難施設や屋内退避等の防護措置について、今までの計画に新しく加えられたのが新型コロナウイルス感染症です。従来の感染症と比べ感染力も強く、まだ未知のウイルスで対策も不十分であり、未だに終息に至っていません。 新型コロナ対策では、換気重視で窓の開閉が求められる、放射性物質の被ばくを防ぐには、窓は遮蔽と気密性が重要視されます。さらに、コロナ感染者の検査と被ばくのスクリーニングをどうするか。この相反する対策の中でどう取り組むかが難しく、未だ納得のいく具体策がとられていないように思います。	令和2年11月、内閣府が出した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」のなかで、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方が示されています。 県内30市町村で構成される市町村研究会においても、このガイドラインに基づき、各種マニュアルが示されており、当市においても、同じ対応とします。 なお、スクリーニングについては、新潟県が実施することとされておりますが、市としても円滑な検査が実施できるよう、連携を図っていきます。
○第1章 計画の目的について ・複合災害の対策について、最近の災害発生は、複合災害がほとんどで年々規模も大きくなってきています。 災害は、季節や時間に関係なく発生します。十日町市は豪雪地帯であり大雪での避難が、大きな課題となります。豪雪時にマイクロバスの手配、人材の確保、さらに、運転手の被ばくをどう防ぐのか、住民は避難所まで無事にたどり着くことができるのか、多くの問題を抱えているのが現状であり、具体的な対策が立てられないのが実情ではないのでしょうか。	避難車両の手配については、支援を受けることなく避難が実施できる方は、自家用車による避難を原則としています。要配慮者については、市と県で避難車両を手配する計画です。なお、マイクロバス等の手配については、市だけでは対応できない場合は、県と公益社団法人新潟県バス協会との協定に基づき、対応することとなります。 また、バス運転手の防護資機材の配備については、内閣府、県、関係市町村が協議を進めています。 豪雪時の住民避難については、引き続き、国・県及び関係市町村と協議を進めていきます。

○第1章 計画の目的について ・情報の提供について、防災で最も重要とされるのが、的確な情報伝達です。 過去に誤った情報が流されたり、発生後、何時間もたってから伝えられた経緯もあると聞いていますが、これでは意味がありません。 原子力災害は、自然災害と違い放射性物質の拡散が、風向きによって左右されます。この点が情報伝達の一番難しい点でもあり、重要事項でもあります。 原子力災害で住民が真っ先に欲しいのが、情報です。発信元が、正確に発信できてこそ実現できるものであり、日々の情報共有と信頼関係が重要となるのではないのでしょうか。	新潟県は、平時より、放射線監視テレメータシステムにより、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の放射線と気象を自動計測し、その変動を24時間、監視するとともに、ホームページ等に公開しています。 放射性物質放出後においても、国や県が緊急時モニタリングを実施しますが、国・県の原子力災害対策本部と連携を図りながら、住民に対する広報を行います。防災行政無線、登録制メール、ホームページ等、あらゆる手段を用いて、わかりやすく伝達していきます。
○避難退避実施計画 32 ページ 避難所等の整備について ・「放射線防護施設等の整備に努める」とありますが、現在、市で整備されている施設があるのでしょうか？	現時点では、市で整備している施設はありません。
○避難退避実施計画 32 ページ 避難所等の整備について ・UPZ地区の人たちの説明は、どこまでされているのでしょうか？	32 ページ記載の内容について、市の広報や、新潟県原子力防災訓練などを通じて周知しています。
○避難退避実施計画 32 ページ 避難所等の整備について ・UPZ地区の第一避難所は、自然災害時の施設と聞いていますが、原子力災害を防げるのですか？	十日町市原子力災害に備えた避難計画及び新潟県広域避難計画では、原子力災害時における避難先は、UPZ外と定められています。 また、あらかじめ定められた避難先に避難できない場合は、災害の状況等に応じて、他の避難先を検討することとしています。
○避難退避実施計画 32 ページ 避難所等の整備について ・次の避難所までは、マイクロバス等で行われると聞いていますが、運転員の確保はできているのか？	避難車両の手配については、支援を受けることなく避難が実施できる方は、自家用車による避難を原則としています。要配慮者については、市と県で避難車両を手配する計画です。なお、マイクロバス等の手配については、市だけでは対応できない場合は、県と公益社団法人新潟県バス協会との協定に基づき、対応することとなります。
○避難退避実施計画 32 ページ 避難所等の整備について ・広域一時滞在の地域と緊密に連絡が取れているのか、受け入れる側の体制はどうなっているの	十日町市原子力災害に備えた避難計画及び新潟県広域避難計画では、原子力災害時における避難先は、UPZ外と定められています。また、何らかの理由でこれらの避難所の利用が困難とな

か？	った場合でも、県内・県外の避難所やホテル等を活用し避難場所の確保を行うこととしております。
○避難退避実施計画 32 ページ 避難所等の整備について ・避難所での検査体制（新型コロナ、放射能検査）は十分できるのか？	令和2年11月、内閣府より「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」及び市町村研究会の各種マニュアルに基づき、対応していきます。 なお、スクリーニングポイントで実施するスクリーニングについては、新潟県が行うこととされており、円滑な検査が実施できるよう、連携を図っていきます。 避難所では、汚染検査は行いません。
○避難退避実施計画 35 ページ 6 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備について ・乳幼児の保育施設と同様ですが、あらゆるパターンがあり、とても無理があり、実現不可能と考えます。	新潟県原子力防災訓練などを通じて、より円滑に対応できるよう継続的に取り組んでいく必要があります。
○避難退避実施計画 35 ページ 6 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備について ・民生委員に対する原子力防災の勉強会はあるのでしょうか。	勉強会の実施について、県とも連携しながら検討していきます。

4 結果公表場所

市ホームページ、防災安全課、各支所地域振興課、各公民館、情報館